

審査委員から頂いたコメント等の管理票

令和 5 年 4 月 26 日
原子力規制庁

これまで審査委員から頂いたコメント等について、次のとおり分類、整理しました。

- (1) 第 12 回原子炉安全基本部会・第 6 回核燃料安全基本部会に関するもの
- (2) 第 56 回技術情報検討会に関するもの

(1) 第12回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会に関するもの

NO.	委員名／ 所属審査会	審議会 議題	審査委員からのコメント	対応状況
13 炉基 7 燃基- 1	米岡委員／ 炉安審	12 炉基部会・6 燃基部会 3. 原子炉安全 専門審査会及び 核燃料安全専門 審査会の調査審 議事項	原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項の変更項目4. についてほかの項目では審議、助言にとどまっていますが、そこで留めず、「まず、現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告すること。」と付け加えている（ように感じますが）理由背景があれば教えてください。（異論があるという意図はありません。）	基本部会 (R5. 4. 26) 資料6－1参照
13 炉基 7 燃基- 2	山本部長 ／燃安審	12 炉基部会・6 燃基部会 4. 発電用原子 炉施設の安全性 の向上のための 評価について	（四国電力への質問） 安全性向上評価制度をより良く活用していくために、ご提案やお考えがあればお聞かせください。現在の法律や規則で実行可能でなくても、実効性が上がるものについてはご提案に含めて頂ければと思います。	基本部会 (R5. 4. 26) 資料6－1別紙参 照
13 炉基 7 燃基- 3	米岡委員／ 炉安審	12 炉基部会・6 燃基部会 4. 発電用原子 炉施設の安全性 の向上のための 評価について	今後 PRA が承認され、時期がくれば、ぜひ PRA を利用して、事業者による対応の優先順位や実施計画の決定経緯、計画の進捗、結果をもとに報告をいただけるといいと思います。	基本部会 (R5. 4. 26) 資料6－1参照
13 炉基 7 燃基- 4	山本部長 ／燃安審	12 炉基部会・6 燃基部会 5. 原子力規制 検査について	p. 13～p. 18 に示されているそれぞれの課題について、規制として「何が課題になっているか」の認識を問題意識とともに示してください。 ・ (1) 横断領域に関わる検査については、当初の設計と、実際にある程度の経験が積み重ねてきた現段階で、どのような食い違いが生じているのでしょうか。これをどのような形で是正する方向でしょうか。 ・ (2) 核燃料施設の SDP 評価については、今後炉安審・燃安審にご紹介いただく機会がありますでしょうか。 ・ (3) PRA モデルの確認については、ATENA から適切性確認に要する時間についてコメントが出ています。規制庁として、何が課題と考えておられるのか(例：リソース、確認方法、あるいは事業者とのコミュニケーションなど)、また、どのように対応される予定なのか説明してください。 ・ (4) JANSI のピアレビュー報告書を含む事業者のプロプライエタリ情報へのアクセスについては、法的に可能かどうか、という観点に加えて、原子力安全全体を見た場合に適切かどうか、という議論が必要になると考えます。プロプライエタリ情報へのアクセスについて、規制の基本的な考え方を示してください。また、プロプライエタリ情報にアクセスした結果をどのように活かすのか、具体的に示してください。 ・ (9) 参考事例集の作成は、検査結果の判断のばらつきを少なくするためにも良い取り組みであると考えます。検査官の方々から使いやすいものとなるよう、例えば全文検索などが出来るように配慮いただくと良いと考えます。 ・ (11) 立地自治体とのコミュニケーションについては、委員の方からも多くご意見を頂いておりましたが、具体的な取り組みについてご紹介ください。	基本部会 (R5. 4. 26) 資料6－1参照

NO.	委員名／ 所属審査会	審議会 議題	審査委員からのコメント	対応状況
13 炉基 7 燃基- 5	米岡委員／ 炉安審	12 炉基部会・6 燃基部会 5. 原子力規制 検査について	<p>軽微事例集の削除を行うガイド改正の件</p> <p>検査、審査の場面において「事例集」は検査や審査を受ける側にとっては、予見可能性の面や、検査や審査の適合や判断の基準を理解するうえで有効であることは理解します。</p> <p>しかしながら一般的には検査官や審査員の間で共有した「事例」を被検査・審査側によって実際の個別の指摘の評価の判断に具体的に利用されることは、必ずしも適切ではない場合があると考えます。事例に記された状況にかかる情報が限定的でもあり、事例を適切に利用するにはその他の関連情報をベースにした共有認識が欠かせない場合もあると思います。</p> <p>したがって日本の検査官が自ら判断した事例でない場合よりリスクが高くあると思います。</p> <p>それに加えて、ガイドはあくまで検査官のためのものであり、本来の利用者が本来の目的のために必要な改善を加えるにあたり、本来ではない利用者の便宜を考慮するのも現実的には程度問題といわざるをえませんが、リスクがあると考えます。</p> <p>事例を共有することが必要であれば、その目的にそって文書作成をしたほうがより適切なものができると思います。</p>	基本部会 (R5. 4. 26) 資料 6 - 1 参照

(2) 第 56 回技術情報検討会に関するもの

NO.	委員名／ 所属審査会	審議会 議題	審査委員からのコメント	対応状況
13 炉基 7 燃基- 6	山本部会長 ／燃安審	13 炉基部会・7 燃基部会 ○. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について	p. 26 : 原子力規制検査制度において、米国 ROP の「緊急時対応」のコーナーストーンは「重大事故等対処及び大規模損壊対処」となっている。今回の事案が、日本の検査制度のコーナーストーンから外れることで、その重要性を(検査制度で)見落とす可能性はないか。	基本部会 (R5. 4. 26) 資料 6 - 1 参照
13 炉基 7 燃基- 7	山本部会長 ／燃安審	13 炉基部会・7 燃基部会 ○. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について	p. 69 : 平成 28 年 9 月 28 日、志賀原子力発電所 2 号機で発生した雨水流入と類似の案件である。当時の再発防止策が活かされていなかったことになる。今回示されているような「直接的な再発防止策」で十分か、検討が必要ではないか。	基本部会 (R5. 4. 26) 資料 6 - 1 参照
13 炉基 7 燃基- 8	山本部会長 ／燃安審	13 炉基部会・7 燃基部会 ○. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について	p. 79 : デジタル制御計装系の信頼性は重要である。p. 79 に推奨事項が記載されているが、これらの内容は、現在議論されているデジタル安全保護系の議論に含まれているか、確認が必要。	基本部会 (R5. 4. 26) 資料 6 - 1 参照